

鳥取県特別支援教育推進委員会 公立学校医療的ケア体制整備検討分科会 運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県特別支援教育推進委員会公立学校医療的ケア体制整備検討分科会（以下「分科会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 分科会は、公立学校における医療的ケアの実施に関する事項の調査審議を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会は、委員16人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、その協議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、任命した日から次年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 分科会に、委員長を一人置く。

2 委員長は委員の互選により定め、分科会を進行する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 分科会は、鳥取県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が招集する。

2 分科会は、委員の半数以上が出席しなければ、分科会を開くことができない。

3 分科会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、県教育委員会事務局特別支援教育課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、別途、教育長が定める。

附則

この要綱は平成31年3月12日から施行する。